

公益財団法人ロッテ財団 役員等の報酬等の支給基準並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第13号（以下「認定法第5条13号」という。）及び公益財団法人ロッテ財団（以下「本財団」という。）定款第13条及び第29条の規定に基づき、役員等の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第23条に基づき置かれる理事及び監事をいい、評議員、名誉理事長、顧問と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、この法人を主たる勤務場所とし原則週3日以上出勤、1日5時間以上職務を執行する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬の額)

第2条 本財団は、役員等の職務遂行の対価として次の各号に掲げる報酬を支給することができる。

- (1) 役員に対する報酬等の総額は、年額2,700万円を上限とする。
- (2) 理事長及び常勤役員への報酬は、年額1,000万円を上限とし、就任及び再任の都度個別に評議員会で決定する。
- (3) 役員等（理事長及び常勤役員を除く）への会議出席に対する報酬の額は、会議への出席に対して、1回当たり50,000円を支給することができる。
- (4) 監事への監査報酬の額は、前号の他、年100,000円を支給する。
- (5) 名誉理事長及び顧問に対して上記（2）号の会議出席時を除き、参考意見及び助言等の職務執行を行った場合には、1回当たり30,000円を支給

することができる。

(報酬の支給日)

- 第4条 常勤役員への報酬は、原則として当月 20 日締めめの 28 日に支給する。
- 2 常勤役員を除く役員等への報酬については、原則として現金の場合はその都度支給し、振込みの場合は月末締めめの翌月 28 日に支給する。

(費用の支給)

- 第5条 本財団は役員等に対し、次の場合には旅費を支給する。
- (1) 理事会に出席したとき
- (2) 評議員会に出席したとき
- (3) 奨学金贈呈式や奨学生交流会に出席したとき
- (4) 前各号に掲げる他、職務遂行上必要な出張をしたとき
- 2 前項第1号から第3号の場合、首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）在住の役員等（常勤役員を除く）は、1回当たり 3,000 円、常勤役員並びに首都圏（東京都、千葉県、埼玉県、神奈川県）在住以外の役員等（常勤役員を除く）は、実費額とする。
- 3 第1項第4号の場合は、別途定めた「役員等国内出張旅費規程」及び「海外出張旅費規程」に基づき旅費を支給する。
- 4 前3項に定めるものの他、本財団役員等がその職務の遂行に当たって負担し、または負担した費用についてはこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。
- 5 常勤役員には、1項の各号とは別に通勤に要した交通費実費額を支払うものとする。

(役員等への報酬の支払い方法)

- 第6条 役員等への報酬は、その全額を通貨で、直接本人に支払うものとする。ただし、法令に基づき、報酬から控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支払うものとする。
- 2 役員等が報酬の全部または一部につき、本人名義の銀行等への口座振込みを申し出た場合は、その方法によって支払うことができる。

(端数の処理)

- 第7条 この規程により計算した金額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程を改正または廃止する場合には、評議員会において評議員の承認を経て行うものとする。

附則

1. この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この規程は、平成24年6月23日より施行する。
3. この規程は、2016年12月8日より施行する。